

333－C地区子ども食堂委員会規則

前文

ライオンズクラブ国際協会は、グローバル重点分野の一つとして「食糧支援」を掲げており、「すべての地域住民が栄養のある食べ物を手に入れられるようにする」ことを戦略目標としている。

本規則は、333－C地区内で活動しているフードバンク、子ども食堂等による食糧支援活動及び子どもたちの居場所を作る活動等が、ライオンズクラブ国際協会の「食糧支援」に合致し、かつ、子どもたちの健全育成にも資することから、フードバンク、子ども食堂等の支援等を目的として、「子ども食堂委員会」の責務等を定めるものである。

第1条（名 称）

この規則は、333－C地区子ども食堂委員会（以下「委員会」という）規則と称する。

第2条（目 的）

この規則は、333－C地区全体でフードバンク・子ども食堂等を支援し、地区内でフードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの子ども食堂等支援事業をサポートするため、委員会の責務を定めるとともに、委員会と、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブ、ゾーン・チェアパーソン及びホストゾーン・チェアパーソンとの協力関係を構築することを目的とする。

第3条（定義）

この規則における定義は次のとおりとする。

- 1 フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動等を行う団体のことをいう。
- 2 子ども食堂とは、地域住民等が主体となり、無料または低価格帯で子どもたち等に食事を提供するコミュニティの場のことをいう。

第4条（委員会の責務）

- 1 委員会は、地区内のフードバンク及び子ども食堂等の活動状況を調査する。
- 2 委員会は、フードバンク及び子ども食堂等の支援計画を策定する。
- 3 委員会は、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブ、ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンの要請にしたがって、随時、フードバンク・子ども食堂等の支援方法等についてのサポートを行う。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、予算の執行状況等をふまえ、フードバンク・子ども食堂等の支援を行うクラブ、ゾーン内複数クラブの合同アクティビティとして支援を希望するゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンに対して、本規則にしたがって補助金を交付する。
- 5 その他、委員会の定めた職務を行う。

第5条（補助金）

- 1 フードバンク・子ども食堂等の支援を行うために補助金の交付を希望するクラブ、ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンは、キャビネット事務局に対して、様式第1号にしたがって、子ども食堂等支援事業補助金申請書を提出することができる。
- 2 委員会は前項の補助金申請書を審査し、必要があると認めた場合、予算の執行状況等をふまえ、クラブ、ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンに対して、年度内に以下の各号の区分にしたがい補助金額を決定し、地区ガバナーの承認を得て交付する。
 - （1）クラブへの交付の場合、上限を金1万円以内とする。
 - （2）ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンへの交付の場合、上限を金10万円以内とする。
- 3 補助金の交付を受けたクラブ、ゾーン・チェアパーソン又はホストゾーン・チェアパーソンは、補助金交付後1月以内に、キャビネット事務局に対して、様式第2号にしたがって、子ども食堂等支援事業報告書を提出する。

第6条（のぼり旗）

委員会は、地区内のライオンズクラブ会員がフードバンク・子ども食堂等を開設した場合は、同会員の所属クラブの申請にしたがって、対象者に対して、「ライオンズ子ども食堂」ののぼり旗を1枚贈呈する。

第7条（報告）

委員会は地区ガバナーに対して、交付した補助金の概要及び贈呈したのぼりの枚数、対象者（所属クラブ）等について報告する。

（附則）

第1条 この規則は、2021年7月31日開催の第1回キャビネット会議で承認後、施行する。

以上